

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和7年6月20日 第189号

広島に行ってきました

現在 83 歳の母は広島出身です。その母が青春時代を過ごした広島市の中心部にある広島城が、来春に「閉城」するという記事を見かけました。江戸時代からの城が原爆で破壊され、戦後鉄筋コンクリートで復元された現在の天守閣が、老朽化と耐震性能不足のため立入禁止になるそうです。母に最後に行っておきたいかと声をかけたところ、そんなものより宮島にいる中学高校時代の友人に会いたいとのことで、宮島に母を連れて行ってきました。



ちょうど干潮でした。

83歳の友人がお元気なのかちょっと心配でしたが、春先に転んで骨折したけれど元気とのことで、無事にお会いできました。母と友人がお話している間、私は一人で周辺を散策。厳島神社は子供の頃の記憶と比べるとかなり小さく、雰囲気も少し暗くてちょっと残念。天気が良かったので青空に大鳥居の朱色が映えて、こちらは最高でした。

せつかなので一人で広島城も見ってきました。大きな公園の中にあり、風情もあって外観は満点です。ただ内部は昔の役所のような作りで、鉄筋コンクリートそのままです。まあ、中に入る必要はありません。展示してある浅野家(広島は赤穂浅野家の本家)の鎧や刀などは、新築の歴史館で展示されるそうですので、急がなくても大丈夫です。



板が貼ってあって、木造に見えます。



ビワの袋掛けは結構手間がかかります。

我が家の畑
強風でトウモロコシが倒されてしまい、メージです。防虫ネットの支柱も折れてしまったので、現在害虫には無抵抗の状態です。果たして無事に収穫できるか全く分かりません。ジャガイモは豊作でした。一方でタマネギはかなり小ぶりでした。スナップエンドウはあつという間に終了。種まきの時期が少し遅かったかもしれません。カブも終わりました。カブも上出来でした。カボチャはあまりにも勢いがあり、管理しきれません。

職場での熱中症対策義務化

近年の猛暑や職場での熱中症による死傷災害の増加を受け、職場での熱中症対策が法的義務として強化されました。具体的には、令和7年6月1日、職場における熱中症対策の義務化を含む、改正労働安全衛生規則が施行されました。

対象となるのは、「WBGT(暑さ指数)28℃以上または気温 31℃以上の環境で、1時間以上または1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業です。これについて、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。



報告体制の整備と周知

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備および関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、最適温度管

理バディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や労働環境内での冷却装置等により熱中症の重症状がある作業員を積極的に把握するように努める。

重篤化防止措置の準備と周知

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成および関係作業員への周知。

これらの措置を怠った場合、6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります。従業員の命を守るためにも、また法令遵守のためにも、今後は作業環境の見直しや従業員への教育・訓練の実施がより一層重要となります。

厚生労働省の「熱中症予防のための情報・資料サイト」に、様々なリーフレットが用意されていますので、こちらも参考にしてください。